【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年２月14日
【ファンド名】	インダストリア （Industria）
【発行者名】	アリアンツ・グローバル・インベスターズ・ゲーエムベーハー （Allianz Global Investors GmbH）
【代表者の役職氏名】	業務執行役員　トールステン・ハイマン (Thorsten Heymann) 業務執行役員　マーカス・コブラー (Dr. Markus Kobler) 業務執行役員　マイケル・ピータース (Michael Peters) 業務執行役員　ウォルフラム・ピータース (Dr. Wolfram Peters) 業務執行役員　トビアス C. プロス (Tobias C. Pross) 業務執行役員　アンドレアス・ウターマン (Andreas Utermann) 業務執行役員　ビルテ・トレンクナー (Birte Trenkner)
【本店の所在の場所】	ドイツ連邦共和国 60323 フランクフルト市 ボッケンハイマー ラントシュトラッセ 42-44 (Bockenheimer LandstaBe 42-44, 60323 Frankfurt, The FederalRepublic of Germany)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士　三　浦　　健
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士　三　浦　　健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目６番１号　丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

１【提出理由】

インダストリア(Industria)(以下「ファンド」といいます。)に関して、以下のとおりファンドの投資制限の変更がありましたので、金融商品取引法第24条の５第４項ならびに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第２項第３号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものです。

２【報告内容】

Ⅱ　投資制限の変更

（イ）変更の内容についての概要

ファンドの投資制限が、以下のとおり変更されました。

(注)　変更箇所には下線を付しています。

投資制限

ファンドは、以下の制限に従って投資活動を行うことができる。

Ⅰ．投資法により課される制限

(中略)

④　派生商品を含む証券、短期金融証書および銀行預金に対する投資制限

(中略)

ⅲ．管理会社は、ファンドの資産総額の10%を上限として以下に投資することができる。

(中略)

ｂ．その発行要項に基づきEU加盟国もしくはその他のEEA協定書締結国にある証券取引所における公式の取引許可またはEU加盟国もしくはその他のEEA協定書締結国における組織された市場への参入許可を要する新規発行株式(ただし、かかる許可または参入は発行後１年以内に行われるものとする。)およびその発行条件に基づきEU加盟国以外もしくはその他のEEA協定書締結国以外にある証券取引所への取引許可または組織された市場への参入許可についての申請を要する新規発行株式(ただし、関係する証券取引所または組織された市場は金融監督庁規制により認められていることを条件とし、かつかかる許可または参入は発行後１年以内に行われるものとする。)。

⑤　税務上の理由による投資制限

ファンドの価額の70%以上は、投資税法(Investmentsteuergesetz，InvStG)第２条第(８)項に規定する持分に投資される。この文脈における持分とは以下のとおりである。

－　証券取引所への正式上場を認可されているか、または他の組織された市場への上場が認可されもしくは当該市場で取引されている法人の株式。

－　欧州連合加盟国または他の欧州経済地域協定締結国に住所地を有しており、かつ、当該国で法人所得税を課され、かかる課税を免除されない法人の株式。

－　第三国(EU非加盟国)に住所地を有しており、かつ、当該国で15%以上の法人所得税を課され、かかる課税を免除されない法人の株式。

－　上記法人の株式への実際の投資額の比率(各評価日に公表される。)に応じた対象投資信託の受益証券。比率が公表されない場合、対象投資信託の投資条項に規定される最低比率が代わりに使用される。

⑥　投資信託証券

(中略)

⑦　派生商品

(中略)

⑧　証券貸付

(中略)

⑨　証券レポ契約

証券レポ契約は、証券金融取引および再利用の透明性ならびに規制(EU)No．648／2012の修正に関する2015年11月25日付欧州議会および理事会規制2015/2365の要件を充足しなければならない。「投資に関する特別条項」に規定された条件に基づき、管理会社は、ファンドのために、金融機関および金融サービス機関と、存続期間を最長12か月とする証券レポ契約を締結することができる。上記の金融機関および金融サービス機関は、かかる取引を専門とする一流の金融機関でなければならず、加えて広く認識された格付機関(ムーディーズ、スタンダード&プアーズまたはフィッチなど)からBaa3(ムーディーズ)またはBBB-(スタンダード&プアーズまたはフィッチ)以上を取得していなければならない。上記以外に、法的地位または本社所在地国に関する規制はない。ファンドが保有する証券を手数料と引き換えに貸し手に譲渡すること(レポ契約)、また適用される投資制限の範囲内で転売契約に基づき証券を購入すること(リバース・レポ契約)ができる。

ファンドが保有するすべての証券は、証券レポ契約によって第三者に譲渡することができる。管理会社は原則として、ファンド資産の０％を超えて資産を証券レポ契約に利用しない予定であるが、これは見積数値にすぎず、個々のケースにおいてはかかる数値を超える可能性がある。

管理会社は、いつでも、証券レポ契約を解除することができる。これは、存続期間を１か月とする証券レポ契約には適用されない。管理会社は、レポ契約を解除する場合、レポ契約に基づき売却された証券を返還するよう要求することができる。リバース・レポ契約の解除によって、金銭の全額または金銭の未収額を、現在の市場価格で返還することができる。ファンドが他のヘッジ方法を有する場合に限り、貸付証券および短期金融商品は、レポ契約の存続期間中売却されることができる。貸付証券および短期金融商品に関して、ファンドは、レポ契約期間の終了時に、買戻しの約束を遵守できなければならない。レポ契約は、いわゆる真正なレポ契約の形式に限り許可される。かかる取引において、レポ契約の貸し手は、特定の時期に、またはレポ契約の借り手により定められる時期に、自らが引き受けた証券を返還すること、または金銭の全額および利息を返済することを誓約する。

買戻し／売戻し契約および／または売戻し／買戻し契約は、ファンドに関して締結されていない。

ロンバート型貸付取引は、ファンドに関して行われていない。

⑩　担保戦略

(中略)

⑪　借入れ

(後略)

（ロ）変更の年月日

2017年12月31日

<u>添付書類</u>

１．在職証明

２．委任状